

平成19年11月30日

農林水産省7階講堂

## 食料・農業・農村政策審議会食糧部会議事録

農林水産省



## 目 次

1 . 開	会	.....	1
2 . 部	会 長 挨 拶	.....	1
3 . 総	合 食 料 局 長 挨 拶	.....	1
4 . 議	事 進 行 の 確 認	.....	2
5 . 米	穀 の 需 給 及 び 価 格 の 安 定 に 関 す る 基 本 指 針 の 変 更 に つ い て	.....	3
6 . そ	の 他	.....	3 0
7 . 閉	会	.....	3 9

## 開 会

村井需給調整対策室長 予定の時刻がまいりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会食糧部会を開会させていただきます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の委員の皆様の出欠状況でございますけれども、立花委員、中村委員、深川委員、富士委員が所用により御欠席ということでございます。なお、神田委員におかれましては若干遅れてお見えになると御連絡がございましたので、よろしく願いいたします。

結果、全体の3分の1以上の委員に御出席をいただいておりますので、食料・農業・農村政策審議会令第8条の規定により、本部会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、林部会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

林部会長 承知しました。

## 部 会 長 挨拶

林部会長 委員の皆様、こんにちは。本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、お手元にありますように、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針につきまして御審議いただくことになっております。

なお、御存じのように、本部会は審議会議事規則第3条第2項の規定により、会議は公開となっております。また、本部会における皆様の御意見等につきましては、議事録として取りまとめ、公開させていただきますので、よろしく願いいたします。

## 総合食料局長挨拶

林部会長 最初に、岡島総合食料局長から御挨拶をいただきたいと思います。

岡島総合食料局長 委員の皆様、本当に御多忙中にもかかわらず、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本年産の米につきましては、御案内のとおりでございますけれども、作況 99 ということでありながら、昨年、御審議いただいた需要量情報を上回る生産量があったということで、もちろんそれだけが要因ではないわけですが、価格が大幅に下落したということがございました。

そうした中で、農林水産省といたしましては、先月末に米緊急対策を決定したところであるわけです。その中にも盛り込んだわけですが、問題は 19 年産の米の価格だけではなくて、20 年産について、特にどのようにして生産調整の実効性を確保していくかということが重要な問題ではないかなと考えております。

本日は、来年の生産調整の目標となるべき情報をお示しする米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針について御審議いただくわけでございます。後ほど説明の中にもありますが、当部会におけるこれまでの御議論も踏まえて、例えば都道府県間の調整を行うとか新たな工夫もしながら、とにかく 20 年産の生産調整の実効性をきちんと確保していくということが重要なのではないかなと考えているところでございます。委員の皆様におかれましては、ぜひ忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

以上、私の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

林部会長 ありがとうございます。

#### 議事進行の確認

林部会長 本日の議事の進め方について確認させていただきたいと思います。

本日は、先ほども申し上げましたように、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）につきまして、事務局から御説明いただき、委員の皆様から御意見や御質問をちょうだいしたいと考えております。

その後で、「「販売」を軸としたシステムのあり方に関する検討会について」、さらに「平成 19 年産国内産米穀の政府買入れの考え方」及び「国際食料需給の動向と輸入麦の売渡価格について」の報告を事務局から受けたいと思います。

限られた時間内で効率よく議事が進められるよう事務局並びに委員の各位におかれましては、どうかよろしく願いいたします。

また、全体として、本日午後4時まで論議をしたいと考えておりますが、それまで充実した論議ができるように御協力をお願いいたします。

ということで、私から提案させていただきましたが、この進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

林部会長 ありがとうございます。

それでは、そのように進めていきたいと思っております。

#### 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について

林部会長 最初に、基本指針（案）につきまして説明をお願いいたします。

枝元計画課長 食糧部計画課長の枝元でございます。私から米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の案を御説明したいと思っております。指針（案）と参考付録がございます。適宜、参考付録を使いながら御説明をしたいと思っております。

基本指針の案でございますが、1枚おめくりいただきまして、今回、11月の指針ということで、動向編と需給見通し編ということで御審議いただくことになってございます。

この指針は7月に策定いたしまして、11月と3月に変更することになってございます。11月は作況の状況等が明らかになりまして、それを踏まえた次の年度の需給の見通し、また次の年産の米についての生産をどのような量にしていくのかと、逆に言いますと、生産調整をどういうふうにしていくのかということをお審議いただくという非常に重要な変更でございますので、よろしくをお願いいたします。

2枚めくっていただきまして、第1動向編の1ページでございます。先ほど申し上げました需給の見通しなり、来年産の生産調整にかかわります動向につきまして簡潔に御説明したいと思っております。

まず1ページ目は平成19年産米の生産調整の取組状況ということでございます。主食用の水稲作付面積でございます。これは右の表にございます右から2番目、実作付面積でございます。

実作付面積自体は、ここにございますとおり、米政策改革が始まりました16年以降も徐々に減ってきているという状況になっております。また、19年産から、昨年、御審議いただきまして、農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムに移行したわけですが、18年から19年につきましても、実作付面積自体は減っております。

しかしながら、昨年、いろいろと御議論いただきましてお決めいただきました一番左の  
でございますが、生産目標数量、つまり需要量に関する情報、19年産につきましては  
828万トンという格好になるわけでございます。

それにつきまして、需要が減っている、それに伴って生産の目標とする数量が減るほど  
に、先ほど御説明した実作付面積が減っていないということございまして、一番右にご  
ざいますとおり、面積ベースで見ますと、米の生産が過剰になっている状況が徐々に広が  
ってきているということになってございます。19年産につきましては、一番右下にご  
ざいますとおり、約7万haの面積が、いわゆる過剰作付と考えられるのではないかと思っ  
ております。

このような状況が改善されなければ、さらに米価が下落いたしまして、当然ながら、経  
営規模の大きい農業者を直撃する。また、小規模・高齢者を含めて農村地域・地域経済等  
に大きな影響を及ぼすと考えております。

このため、関係者が一体となりまして、全都道府県・全地域において生産調整が達成で  
きるように全力を挙げて取り組むことが必要ではないかと考えているところでございます。

続きまして、2ページでございます。これは在庫の状況でございます。民間の流通及び  
政府における平成19年6月末の在庫量が261万トンで、政府が持っております在庫が77  
万トン、民間流通におきます在庫が184万トンということです。右のグラフで御覧いただ  
けますとおり、16年以降、この在庫は非常に安定しているということがございまして、  
そういう意味では、流通の段階等を含めまして、安定的に流通がなされていると考えてい  
るところでございます。

3ページが価格でございます。先ほど局長からも御挨拶いたしましたが、本年産の価格  
につきましては、作況99という平年作ではございますが、100を下回っている。それで  
ありながら、多くの銘柄で前年産を大幅に下回る異常事態となっております。右上のグ  
ラフで、これは全銘柄平均でございますけれども、18年産から19年産、これまでの19  
年産の平均でございますが、右下がりのカーブが急激になっているのが御覧いただけるの  
ではないかと思っております。これが地域の経済等々いろいろなところにいるような影響を  
与えるということがございます。

そういう中で、何でこういうふうに価格が下がったのかということでございますが、左  
の文章で若干整理をしております。一つは、先ほどから申し上げております生産調整の  
実効性が確保できていない、それだけ過剰なお米が市場にあるということが一番大きな理

由だろうと思っております。

また、今年の特種要因かもしれませんが、いろいろな価格の動向を踏まえられて、主たる売り手でございます全国農業協同組合連合会のほうで概算金の取り扱いをいろいろ見直しになったということがございます。これが農家なり農協さん、単協さんのいろいろな販売活動、販売行動に影響したという面もあろうかと思っております。

また、は、どちらかという、構造的な問題でございますけれども、過当競争に陥りがちな米流通業界の構造があるということ。一番の川下からの価格に対する圧力、そういうところへの競争力と申しましょうか、そういう側面もあろうかと思えます。といたしまして、消費者のお米の購入動向、参考付録でも後ほど御覧いただければと思えますけれども、低価格米への志向が強まっている。逆に申し上げますと、非常にブランド化された高いお米と、低価格米への志向が強まっている。

このような構造的な要因と生産調整がきちんとできないと過剰が生じるということ。これによって、19年産価格が異常に下落をしたんだと考えているところでございます。

このような状況にかんがみまして、10月29日、農林水産省では米緊急対策ということを講じさせていただきました。直近の取引回の価格動向が右の表3-1にございます。対前回のところで御覧いただきますと、例えば北海道のきらら397で4.1%、ほしのゆめ、ななつぼし等については8%を超える価格の上昇、それ以外の銘柄もそれぞれ価格が上昇しているということで、いわゆる価格の下落については歯どめがかかった状況にはなってきたのかなと思っております。

なお、この米緊急対策につきまして、簡単に御説明をしておきたいと思えます。恐縮でございますが、参考付録の1ページに米緊急対策の概要ということでまとめてございます。本文は2ページ以降にございますので、後ほど御覧いただければと思えます。

米緊急対策の概要ということで幾つかの項目がございます。上から二つ目ですね、備蓄運営と全農による非主食用の処理という部分がございます。これは現実に市場にある19年産のお米をどういうふうに取り扱うのかという観点での対応でございます。

まず、備蓄につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり19年6月末で77万トンの在庫を私どもは持っておりました。これは随分前でございますけれども、備蓄運営研究会ということで、いろんな審議会も含めて適正備蓄水準100万トンということでお決めいただいておりますが、15年の不作である程度備蓄を放出したということもございまして、その積み上げ局面の中で77万トンという在庫を持っていたところでございます。こ

れを来年の6月末に適正備蓄水準の100万トンまで積み増そうということで、本年34万トンを年内に買い入れるということです。

あと、これまで7月から10月ぐらいまでに10万トン程度を売ってございます。また、いわゆる矯正施設、刑務所等でございますが、そういうところに1万トン程度を安定的に供給するということがございまして、計11万トン程度を売るということでございます。差し引きの23万トンを積み増すということで、77万トンと23万トンを足して、来年の6月末で100万トンの適正な備蓄水準に戻したいということでございます。

その結果、市場への放出は、11万トンの売りがほぼ決まりましたので、当面、原則として抑制をするということでございます。備蓄運営上の適正水準に戻すということではございますが、現物のお米という意味では市場から政府のほうに一時持ってくるわけでございますので、これが価格に与える影響も当然ながらあるだろうということで、緊急対策の中に含めさせていただいているものでございます。

続きまして、全農さんで、平成18年産うるち米の販売残10万トン相当量を非主食用、エサ等に処理されるというふうにお決めになっておられます。これも価格という面から見ますと、当然ながら、主食用から非主食用に隔離をする、処理をするということでございますので、この処理によりまして、当然ながら、価格の引き上げ効果があるかと思えます。緊急の事態に対応いたしまして、政府といたしましては、全農に対して、この取組に対して一部助成を用意するというところでございます。

これが今年度の現物のお米に対する対応でございますが、何といたしましても、価格を考えてまいりますときに、また農業経営、いろんな流通での安定性、また消費者への安定供給等々考えますときに、生産調整をきちんとやるのが基本だと思っております。そういうことで、緊急対策の中で、20年産の生産調整につきまして、農協系統と行政が連携をして一体となって取り組んでいこうということで幾つか書いてございます。

昨年、お決めいただきましたいわゆる生産調整の目標の数量でございますけれども、これは数量だけで決めてございましたが、実際の転作という目で見ますと、お米を何トンつくりましょうだけではなかなかわかりづらいということがございまして、自分の田んぼでどれぐらいつくればいいのかということも含めて、作付面積の2本立てとしてやりたいということでございます。

また、当部会でいろいろ御意見を賜ってございました都道府県間調整のスキームを設けたらどうかという話。

あと、目標の配分なり作付、収穫の段階で県なり地域における取組状況の把握、指導。

生産調整を実施しない者に対する働きかけ、取組結果に応じ産地づくり交付金を調整する、もしくは補助金等々について生産調整の取組状況を考慮するという、いわゆるペナルティ的な措置についても検討すべきではないか。

また、非主食用のお米、ここでも何回か御議論いただいております例えばエサ米ですとか、米粉用のお米ですとか、バイオとかそういうことを含めて、非主食用のお米の生産を生産調整にカウントするわかりやすい仕組みを構築していこうということ。

あと、作況とか過剰作付による生産オーバー分を生産者団体が主体的に処理する出口対策の構築。

このようなことに20年産に向けて取り組んでいこうということを決めました。

次は、農協系統さんに対する要請と申しますか、そういう観点でございます。過度の安売り競争を系統というお立場全体で回避していただけないかとか、三つ目でございますけれども、播種前契約ですね、こういうものについて実需と結びついた生産が基本ではないかということで、播種前契約なり収穫前契約の拡大ですとか、当部会でもいつも御質問いただき、なかなかお答えできない<sup>ふるい</sup>篩下の部分でございます。篩下が明らかに主食に再度回っているという事実があるというふうに認識はしてございます。

このあたりについても、系統全体として集荷なり販売、篩下を加工用としてきちんと売っていく、また加工用にきちんと管理していくということの体制の確立等々、こういうことをお願いしているところでございます。

あと、消費者の信頼というのがあってこそその消費でございますので、まさにJAS等に基づく取り締まりの徹底、不適正な行為を行った販売業者に対する厳正な対処、米の消費拡大ということで、現在テレビ等でもCMを御覧いただけていると思いますが、「めざましごはんキャンペーン」をテレビまた各スーパー等で展開しているところでございます。

あと、米粉利用の本格的な推進と、このようなことを米緊急対策ということで決定させていただきました。

そのようなことから、3ページの右下にございますとおり、価格については、ある程度落ちついてきたのかなということでございます。

続きまして、4ページでございます。このように価格が全体として大幅に下落いたしました。もう少し細かく見ますと、産地品種銘柄ごとに価格の動向は異なるということがございます。多くは申し上げませんが、右下の表3-2、例えば北海道を中心とし

たお米については、下がっている下がっているという中でも上がっております。また、宮城のひとめぼれとか、秋田のあきたこまち、新潟のコシヒカリ、昔でいう、いわゆる主となる日本のお米については価格が大幅に下がっているということでございます。このあたりについては、いろんな意味できちんとした分析を冷静にしていく必要があるんだろうと考えているところでございます。

5 ページでございます。余ったお米は一体どうなるのかということの一つの証左として、集荷円滑化対策現物弁済米の状況を載せてございます。御案内のとおり、作況 101 以上のときに、豊作分を農家の方々からの基金もいただきながら隔離するという対策で、ここ数年、豊作になったのは平成 17 年だけでございます。17 年に初めて発動され、7 万 5000 トン強が社団法人米穀安定供給確保支援機構に現物弁済として償還をされております。

右のほうにございますが、短期融資 3000 円という形で、ものすごく単純化して申し上げますと、米穀機構は 3000 円で現物を持ったと。生産者は、御自分たちの支援金も含めて 7000 円のお米を豊作分の処理ということでお出しになって、それを米穀機構が 3000 円で弁済を受けているということで、7 万 5000 トン、来たわけでございます。

今、米穀機構で大変な努力をさせていただいております。例えば米粉パン用ですとか、外国に行く船の船員の米だとか、ドックフード用とか、いろんなところに、いろんな働きかけをされて御努力をいただいているわけでございます。残念ながら、まだ 7000 トンしか売れておらず、依然として 6 万 8000 トンの在庫がございます。

当然ながら、米穀機構もなかなか損はできませんので、3000 円で買った以上は 3000 円以上で売るということですが、こういう余ったお米は 3000 円であっても売れないという一つの証明でもあり、余ったお米の処理対策として、これからいろんなことを考えていく必要があるんだろうという状況でございます。

以上、生産調整がなかなかうまくいっていない、それによって価格が下がった、緊急な対策を打ったということを含め、また余ったお米の状況等々を踏まえると、生産調整をどういうふうにやっていくのかというのを、基本に戻ることが必要なのではないかとということが 20 年産に向けた一つの大きな課題だろうと考えているところでございます。

そういう前提といたしますか、動向の中で、来年の 20 年産等をどうしていくかというのが、第 2 の需給見通し編でございます。7 ページから、数字のほうで御説明をいたします。

7 ページでございます。これは 7 月にお示しをいたしました平成 18 年 7 月から 19 年 6 月までの 1 年間の需要の実績が確定いたしましたということで、837 万トンということで

確定したという御報告でございます。

それで8ページでございます。それを踏まえまして、19年7月から20年6月、また20年7月から21年6月の需要の見通しをどのように置くかということでございます。

図のほうの表がございますけれども、先ほど7ページで申し上げた837万トンが決まりましたので、これも含めてトレンドで計算をいたしますと、19/20年の需要の見通しは833万トンと計算ができるところでございます。これに対して、先ほど申し上げたとおり、19年産は854万トン生産されておりまして、21万トン程度、供給過剰だったという状況になったわけでございます。

それも踏まえて、20年産の需要量をどういうふうに見るかということでございます。年平均の需要減少量、右上のグラフの角度でございますけれども、これが1年で9万トン、残念ながら、需要が減ってございます。そういうことからいたしますと、833万トンから9万トンを引くということで一つのトレンドが出るわけでございます。

あと、右の真ん中の図でございますが、需要の見通しを私どもこういうふうには毎年、出すわけでございますけれども、実際の実績は、16/17年は実績のほうを上回っておりますが、最近、下ぶれ傾向で来ております。これは消費減のカーブが急になっているのかどうか、いろんな分析をする必要がございますが、平均で変動幅約5万トン下ぶれているという状況でございます。

そういうことでございますので、833万トンから1年の需要減9万トンと、この下ぶれのリスク分5万トンを差し引きまして、20/21年の需要見通しを819万トンということで置かせていただきたいということでございます。

そういうことも踏まえまして、9ページは、19/20年の需給の見通しがどうなるかということで、これは米の運営の基本になる表でございます。右下の表でございますけれども、先ほど御説明いたしましたとおり、19年6月末の在庫量が261万トン、うち政府米が77万トンでございます。

米の主食用の生産量が、本来、833万トンであるべきところ、854万トン生産されました。在庫とこの生産を合わせまして、19/20年の供給量の計が1115万トンということでございます。19/20年の主食用の需要量が833万トンというふうに先ほど置かせていただきましたので、20年6月末の在庫量は282万トンということで、20万トンほど多くなるのかなということでございます。

うち政府米につきましては、上から二つ目の34という数字が先ほど申し上げた34万ト

ン、政府として買いますということで、下から二つ目の11という数字が11万トン、政府として売りますということでございます。この結果として、77万トンに23万トン積み増されて、20年6月末の在庫量が100万トンということにしているわけでございます。この需給の見通しということで運営をしてまいりたいというふうの一つは考えているところでございます。

続きまして、最後でございますが、10ページ。これはいよいよ20年産のお米の需要量をどういうふうにか考えるかということでございます。裏返しで言いますと、どれぐらいの規模の生産調整をやるかということでございます。20/21年の需要見通し、先ほど御説明したとおり、819万トンと置かせていただきました。これを都道府県に具体的に県別に数量をお示しする必要があるわけでございます。

その考え方を今日御説明いたしまして、もしよろしければ、それを踏まえて私どもで計算をし、都道府県の課長会議を開催いたしまして、そこで御説明をし、都道府県に通知をするという手はずで考えているところでございます。

基本的な考え方は、去年の11月の基本指針で決めていただきました。需要の実績を6中4、6年のうちの中庸4年をとって需要の実績を出す。過剰な県については、一定部分について、その過剰分に応じてペナルティ的に削減をするという基本的な方針、ルールを決めていただきました。

それを踏まえまして、公平性の観点にも留意しつつ、需給バランスが保たれる方向に誘導するメッセージということで、以下の点に留意して県別の情報を出したい。かつ、面積換算した数値を出したいということでございます。

まず過剰作付県につきましては、昨年、決めていただきましたルールの中にございまして、19年産米の需要量に関する情報を上回る生産、要は過剰分ですね、過剰分について、該当する県の需要見通しから一定量削減をするということでございます。

でございますけれども、一定の削減を行ったとしても、19年産米の需要量を超えるような都道府県もあると思いますので、そういうところについては、さすがに増やすというのはおかしいだろうということで、需要量に関する情報、19年産米の情報までを上限として設定すると、これが過剰作付県に対する一つの考慮でございます。

(2) 目標達成県のことですが、去年はやってございません。(1)の過剰県の過剰分、一定量を引くということしか去年はやってございません。今年は目標を達成している県について、公平感というものが今回、価格が大幅に下落した中でいろいろと御議論になって

ございます。そういうことも踏まえて、19年産米の都道府県の需要量に関する情報を大きく達成している県でも、6中4でやった場合に下回るような場合には、目標達成都道府県の需要見通しの減少量が全目標達成都道府県の平均的な減少率になるまで需要見通しに加算してはどうかという考え方でございます。

過剰県については、昨年、お決めいただいたようなやり方に基づいて削減をし、達成県については、公平性の観点ということを加味いたしまして、20年産につきましては一定の加算をやらせていただきたいということでございます。

以上、20/21年の需要見通しの819万を基礎といたしまして、最近の需要の見通しと需要実績の乖離の最大値約4万トンを引きますと、815万トンでございますが、ここまでは範囲が得られるんだらうということで、これも踏まえて20年産の全国の需要に関する情報について815万トン、154万ha相当と設定いたしました。

これに基づいて、先ほど申し上げた県別の考え方に沿って、今日御議論いただいて御了承いただければ、計算をいたしまして、都道府県の担当課長に来週はお集まりいただきまして、そこで御報告差し上げたいと思っております。その際に、都道府県の皆様方にも生産調整について、もう一度考えていただきたいということをお願いしたいと思っております。

2番でございますが、この2番も今年から新たな取組でございます。この部会でも、いわゆる排出権取引みたいなお話とか、県ごとにいろんな適性というのがあるんじゃないかというお話がございました。1の基本的な考え方で計算をいたしました県別の需要量の情報につきまして、県のほうで、うちの県はお米から脱却をして、こういう新しい作物をつくりたいという県があったと、一方で、うちはお米をつくっていきたいんだという県があるという場合に、そこは取引をしたらどうかということでございます。

これまでも、農協系統さんの中におきまして、いわゆる民民といいますか、そういうことでやられておりましたけれども、そんなに活発でもございませんでしたし、私ども国のほうも、そこにどうこう口出しをすとか手を差し伸べるとか、そういうことはしてございませんでした。

しかしながら、これだけ需要量が減ってまいりますと、自分の地域を考えて、これからの水田どうするのかというときに、お米から脱却して、こういう作物で生きていこうというところはあるのではないかと考えています。もちろんお米をつくりたいというほうがたくさん出てくるんだらうというふうに思います。

そういう中で(1)でございますけれども、都道府県間の調整に対する意向を私どもで把握いたしまして、具体的に米の生産数量目標、需要量の情報を削減いたしまして、麦とか大豆等米以外の作物の生産をさらに拡大したいという都道府県に対しまして、お米をつくりたいという県から産地づくり交付金を返上いただき、私どもでも産地づくり交付金を一定程度留保いたしまして、転作を拡大しようという県に産地づくり交付金を移しかえるといえますか、さらにお渡しをして、米との格差是正に使っていただいたらどうかということでございます。

どの程度出てくるかということについては、転作をよりやりたいという農家の方はなかなかいらっしやらないと思いますけれども、指導機関等々、いろいろなお気持ちあるうかと思えます。そういうところが一つでも出てくればいいなと思っておりますので、こういうことも県の担当課長の会議で御説明をし、いろいろと取組を促していきたいと思っております。

以上でございます。

林部会長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました基本指針(案)について、どなたからでも結構ですので、御意見あるいは御質問をいただきたいと思えます。

なお、本日御欠席の全国農業協同組合中央会の富士委員から意見書が出されておりますので、お手元にあるかと思えます。それを御参照いただきたいと思えます。

御意見、いかがでしょうか。

竹内委員。

竹内委員 1点、御質問をさせていただいて、後で少しまとめた感想というんでしょうか、コメントを申し上げたいと思えます。

今の御説明ですと、面積換算すると来年の作付可能面積が最後のページに154万haと書いてございますね。その今年産の状況はどうかというと、資料の13ページの左の表の全国版にありますように、需要に対応するような面積換算は156万6000haで、実際に作付されたのは163万7000haだと。この差分だけが過剰作付で、7万ha過剰作付だったということ。計画比で2万ha、実績比で10万haの作付を減らす必要があるということですね。実際の現場の受けとめ方がどういうことになるかということをお教えしてほしい。

市場は田んぼを売買しているんじゃないから、お米を売買しているんですから、過剰なのは米の数量なのであって、したがって、市場の発想からすれば、数量をどのくら

いまでつくればいいのか、それ以上つくとまずいのかと、需給がアンバランスになっちゃうのかという、数量ベースで配分をしましょうということに基本を変えたわけですが、実際の現場では、毎年、この数量で圃場の計画を決めるというのはなかなか難しい面もあるので、したがって、面積も参考数値として並行してお示ししましょうと、こういうことでやってきていると思うんですね。

そうすると、来年の 154 万 ha というのは、いずれにしても、米価下落なり過剰基調が変わっておりませんから、数字をはじめいても供給量を減らさなければいけないということですが、実績が 164 万 ha ぐらいですから、実績と 154 万 ha の差は 10 万 ha で、計画ベースから言えば、2 万 ha ちょっとの違いになりますね。

そうすると、実際に現場に計画生産の面積が配分される、それが最低でも作付農家まで行くわけですが、そのときに、どのくらい作付面積を減らしたらいいのかというのをマクロで見れば、実績に対して 10 万 ha ということになりますね。

しかし、過剰作付の人がいたり、達成した人もいるということになると、最終的に配分されたのが、生産者の受けとめ方を全体合わせると、どういうことになるのかなというのが実感として想像しにくい。実際の実務処理の過程を経て、私が農家だったら、例えば私が達成してあると、あるいは未達であると、地区単位でまず考えますよね。それをみんなで相談したりして、最終的には農家単位になる。

そうすると、自分のほうは平年作を前提にすれば、去年、これだけ田んぼをつくった、今年は減らす必要があると、こうきますね。減らす量がマクロで 10 万 ha のような感じでくるのか、それとも、私は達成しているわけですから、2 万 ha 相当分を減らせばいいのかと、どっちの感覚になるのかなというのを教えていただきたいと思います。

枝元計画課長 まず実務で申し上げますと、国から都道府県、都道府県から市町村に需要量の情報を提供いたします。これは 16 年から、今御指摘いただいたとおり、いわゆるポジ配分ということで数量だけに変えました。

19 年産から主体的システムになりましたので、市町村が各生産調整の方針作成者、農協さんですとか、大規模な農家ですとか、承継の業者に情報を提供するんですけども、農家の段階は、現実には数量でもらってもわからないので、16 年からずっと実際には農家には面積も含めて配分をしておりました。

農家は、昭和 46 年からずっとやっている生産調整の流れもあって、毎年、ある意味、需要が減るわけなので、生産調整をすべき面積が増えるわけですが、そこについて

は面積のほうで、来年もこんなに増やさないといけなくなったという感覚で受けとめられ、そこが生産調整の規模の問題もあろうかと思えますし、いろんなことが絡んでいるんだと思うんですけれども、先ほど御説明したとおり、そのギャップというのが徐々に増えてきているということでございます。

今回、県とか市町村も含めて面積をお示しするというにいたしましたのは、自分の地域がどういうふうになっているかというのが、市町村の場合、数量でしか行っておりませんので、自分の地域がどうなっているのかというのがよくわからなくなっているという実態がございます。

私どもも今回いろんな分析をしたいと思っても、そういう数字もうまくとれないということがございまして、そういうふうにさせていただいたというのが一つでございます。

農家への配分については、私どもとしては、地域協議会において、その地域の水田農業等を考えて、例えば米を中心として経営をなさっているような大規模な方がいて、あと兼業的につくっていらっしゃる小さい方がいて、その地域を考えたときに、一律に何パーセントということで配分するのではなくて、担い手の育成だとかいろんなことを踏まえて農家に配分をしてほしいという指導をさせていただきます。

ただ、正直申し上げますと、一番末端のレベルでは、どういう農家であれ、自分のところにおりてきた数字を平均的に配分するというほうが実態としては非常に多くて、そういう意味からいたしますと、各農家は今年の転作はこれだけ増えたのかという感覚で受けとめていると考えられます。

どれだけの規模かということに関して申し上げますと、先ほど申し上げた過剰作付県については819万トンから一定部分引きますので、これは過剰作付の県しか引きませんので、過剰な県はより多くの生産調整を行ってくださいという格好になります。

ただ、概念的には先ほど委員がお示しになった過剰分7万トンを解消してくださいと、来年増える分ですね、需要が減って増える部分にプラスして、現在持っている過剰分を減らしてくださいというメッセージなんですけれども、ここは、その規模をどういうふうにするかということも含めて申し上げますと、余りに厳しくしても実効性が担保されないし、そういうことをやらないということになりますと、達成されている県なり、達成されている農家から非常な不満が出るということで、去年は7万トン程度引かせていただきました。今年は、ここについては5万トン程度引くのかなというふうに考えているところでございます。

竹内委員 すみません。余り同じことを聞いても悪いんですけども、私の質問がクリアじゃなかったかもしれません。

そういうことをお伺いしたかったんじゃないじゃなくて、現場では、もちろん地域によって、地区によって、個々によって、目標に比べて過剰生産のところと達成したところと違うというのが一応ある。

それは各論の問題として、全体としては、つくった面積に対して、来年は需給均衡のためには全体として10万ha作付を減らさなければいかんのだと、そういうことでいろいろな作業が、配分が行われているということになんてですねということを確認したんです。

計画比では2万数千haでしょう。ところが、計画と現実はずれていますから、したがって、現に作付をした面積に対して、来年、どのくらい米をつくっていいのか、植えていいのかということ、全体としては10万ha減らす必要があるんだよということで、各論の配分が、これから削減が行われるという考え方だという理解でいいのかどうかということを確認したかったんです。

枝元計画課長 マクロで申しますと、そのとおりでございます。最後のページの右上にございますけれども、削減をする限度というのは全体の需給という観点から考えないといけませんので、819万トンという需要の基礎があって、需要の見通しと実績乖離の最大値4万トンのリスクを踏まえて、815万トンという需給全体からの見方というのがございます。

他方、819万トンをどれだけ過剰の県に削減をし、どれだけ達成している県に増やすかというのは、この815万トンの範囲で、それをどういうふうに配分するかということ。こういう考え方でよろしければ、私どもで考えて県別に割り振っていくということになるということです。県のほうは県のほうとして、御自分なりのいろんな考え方を持って各地域に配分をしていくということになります。

林部会長 よろしいですか。

それでは、藤岡委員。

藤岡委員 今、一連の説明を拝見しまして、19年産のことはさておいて、米の緊急対策というのは参考資料の中にも明記されて、来年以降の生産調整の進め方というところに非常に強力に指導するとか、他の補助金等の採択や配分についても考慮するというふうな文言があります。

生産調整というのは、16年から農業者・農業者団体が自主的にやるという方向に変わ

ってきたんだというふうな理解できたんですが、これを見ますと、来年から、5年前に逆戻りするんじゃないかという感じがするわけです。

もちろん消費が減っている、そして生産も過剰だというのは第1の原因かと思いますが、来年、再来年以降もこういうことをずっと続けていけるのかというのが私は疑問に思うわけです。長い将来のことを考えますと、この米の需給というものも、つくる人が自らが判断する時代にならないと、いつまでたっても需給対策に国が関与して、農家が自立できないんじゃないかというのが、一番心配なわけです。

そこで、話は逆になるんですが、今年の米価の下落と転作が達成されていないというところは当然リンクするわけです。米価が下がっていけば、農家といえども、経済事業ですから、利益を得るためには何らかの方法をとる。米を植えるか、大豆を植えるかは別として、そういう方向をとったんじゃないかと思います。

それで、なぜ米がこんなにも急に下がったかといいますと、今日は富士委員が来ていませんが、全農が7000円という余りにも唐突な仮渡価格を提示した。私はこれが第1の原因だと思っています。ここにも明記されていますけどね。

ですから、販売対策ということに対して、私ども、生産者もそうですが、全農さんも含めて、売る側がもっと消費者に強力にアピールしていかないと、米の生産調整というのは永遠の課題で一向に解決されないんじゃないかと私は思っています。

強力に指導していくのもいいんですが、例えば、どこかの県の中で、その県が未達成であると、しかし、その中においてきちんと達成しながらやってきている農家もいるわけですね。その人に、逆効果になりはしないかと思っているんです。

したがって、生産調整というのは16年からだんだん農業者・農業者団体が自らやるということを浸透しかけてきたところに、この緊急対策みたいな逆効果のある方策が果たしていいのかという疑問なわけです。

福代委員 関連してよろしいですか。生産者の立場から反論をいたします。

実際に19年産から新システム、JAや生産者は、円滑に実施されるように、本当に一生懸命取り組んでまいりました。ですけれども、作況99にもかかわらず、このように過剰作付けという結果になっております。

特に行政が非協力的な地域におきましてはJAも手が届かないんです。そういったところに対しまして、どんなふうにも計画生産の誘導をしていったらいいか、本当に困り果てているような状況なんです。

そういった中では、米緊急対策でも明記されましたように、きちんと行政のほうで強力に一步前へ出て、きめ細やかな指導をしていただかないと、この生産調整が円滑にいかないということは十分に御理解いただきたいと思います。そのことも含めて、ぜひお考えいただきたいと思います。

それで、富士常務から意見書も出ております。このこともきちんと受けとめて、また御配慮いただきたいと思います。

関連のことだけでしょうか。もう一点、お願いもごさいますが、よろしいでしょうか。

林部会長 どうぞ結構です。

福代委員 もう一つは、米のポイント、生産調整と消費拡大ですね、このことが今回は基本指針の中に盛り込まれておりません。参考資料の1ページの最後の米の消費拡大のところで、「めざましごはんキャンペーン」とか「国民運動を効果的に推進」ということは述べてございますが、この指針の中には入っておりません。ですけれども、消費量が下がっていくのを、この程度の運動では解決できないと思うんです。

先般の三、四日前の新聞に、文科省で学校給食法を見直して食育推進の方向に持っていくということが載っておりました。その中では地産地消とか地場産物を積極的に活用する、そういう検討が必要ということが載せてありました。

特に、私たちも生産者サイドでは消費者にも訴えていきながら、地産地消とか食の教育、それで、少しでも米を食べましょう、パンを米にかえましょう、おやつはおにぎりにしましょうという運動を国民運動として展開したいと呼びかけているところです。

ですけれども、きちんと法的に位置づけていただかないと、なかなか進まないことだと思うんです。せっかく文科省で、このような方向を出されておりますので、縦でいなくて、きちんと連動しながら法的な措置もとっていただきたい。ぜひお願いいたします。

この消費拡大につきましては、こっちの基本指針の中にも、次は3月になりますよね、この3月の中でも追加記載していただけたらと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

林部会長 最初に青山委員から。米濱委員は、その次に。

青山委員 2人の御意見とも関連あるんですけれども、生産調整がなぜうまくいかないのかというのを、私としても本当のところの原因究明をしたほうがいいのではないかなと思うんです。全国の取材をしておりますと、うちは35%ですとか、40%ですということ、大豆とか小麦とか転作をちゃんとしているか、していないかは別としまして、でも、

面積は守っているところが多いのではないかなと思っていたんですね。

こういう結果が毎年積み重なってきたというところを見ますと、計画の時点で甘いのか、あるいは、計画はしっかりしているんだけど、実行の時点でチェックがなされていないのか。それとも、これは酷なことだと思うんですけども、新聞等を見ますと、生産調整に参加していない農家がつくっているから、こういうことになったということでございますけれども、実際取材をしておりますと、しっかりした経営をしているところは全く余らずに全部売り切っているわけです。

そうすると、一体どの時点での産地だったり農家だったりのところで生産調整が未達なのかという原因を私も知りたいですし、このように食料に関して一般の消費者も関心があって、お米農家が崩壊するとかいう雑誌も出ておりますので、ここまで関心があるときにしっかりとした情報を出したほうがいいんじゃないかなと思うんですね。

そのあたりが、私も不勉強なんですけれども、なかなか見えにくいものですから、ここでしっかりしておかないと多分、来年、再来年も同じことになってしまうんじゃないかなと思います。

以上です。

林部会長 ありがとうございます。

米濱委員。

米濱委員 我々、生産者じゃなくて、使う側から考えまして、食料自給率が39%になったと盛んにそのことを言われる状況の中で、つくりたい人にもつくるなど、余計つくった人にペナルティを課すというような、全く市場と乖離した話をここでずっとしている。何年もこういうことが続いておって、本当にいいのか。品質がよくて価額が安いほうが、我々使う側、消費者はみんないいわけです。

だから、価格を維持しよう、維持しようということ自体もおかしいし、この間も申し上げましたけれども、市場が変わってきているわけです。米が減っているというのは、お客さんから好まれていない部分を売っているから。代替品として、この間言った米粉とかの促進をすべき。米にしがみつくなということで、転作を促進するほうに持っていくべきではないか。

我々、外食産業、昨日も神奈川県で産地見学会をやりました。契約栽培を我々は推進しているんですね。契約すると、本当にもっとつくりたいという人はたくさんいるわけです。ここの議論が生産調整という意欲を削ぐような、市場と分離しているような議論になって

はいないか。

長い将来の日本の先行きを考えた場合に、根本から議論して方向を示していくべきじゃないか、今の問題だけでなく。そういうふうに全般的なことを言っているわけですが、ども、お願いします。

林部会長 岩崎委員と木村委員、どちらでも結構です。

木村委員 今のお話も消費とか流通の側から見たときに、ややわかりづらい点は生産調整の中にいつも控えていると思っています。

私は、どちらかという、流通の代表ということですので、流通側から見たときに、生産調整問題というのは、最終的にバランスをとる方向に持っていかうとするけれども、最後、なかなかバランスがとれないということはある程度前提として考えてきたときに、これが徹底していないから、誰が悪い、誰がいいという不公平感があるとか、そういう問題だけでとらえていくのではなしに、円滑な流通をつくっていき、最終的に消費者にも届けて、ある程度の価格を維持しようということで、そういうことで政府の関与もあると考えていけば、備蓄の仕方の問題というのも今まで、緊急対策に出てきていますけれども、備蓄水準 100 万トンまで、おおよそ 100 万トンまで積み増そうと、現在の数量から見れば、あと 23 万トンだという話が今回出てまいりました。

備蓄の運営ルールについても、100 万トンと決めたのに不足しているから今回、買い上げようというふうになっておりますが、このところ何年間かは 77 万トンや 67 万トンで安定した状態できているということを考えれば、回転備蓄というものを上手に市場に使いながら進めてきたわけですね。

ですから、緊急対策だから、ほんの一瞬、こういう手立てを打つということだけであればいいのですが、せっかくつくり上げてきた政府米の需要を開拓してくるというのは、流通にとってみれば、かなりの労力が要った部分でございます。それで業務の方たちと結びついてきている。

こういう消費の面まで考えてみますと、回転で備蓄させていくのは結構なんです、100 万トンまでというところを積み上げてきて、その後、しばらくこれは放出しないよと、今回そういう話になっているので、少し市場の円滑な流通を考えると、急激に買い上げて、出さない、価格を維持するというような需給対策というふうには実際は受け取れるようなことになってくるわけです。

ですから、もし需給対策として政府が関与しなくちゃいけないとすれば、しっかり備蓄

の中に需給対策というのを入れるべきだし、それぞれの役割の関与というのを考えていったほうがいいのではないかと、こんなふうにも思っています。

ただ、今のルールでおやりになるというときであれば、いつから政府米が販売され始めるのかとか、そこら辺がはっきりして、備蓄運営ルールというのが基本的にどう考えていったらいいのかというのを僕らがしっかりつかまないと、これから先の状況というのは、ちょっと余り始めたら、すぐ買い上げるのかと、そこら辺が見えないと、流通としてもなかなかしっかりお客をつかみながらやるというのは厳しい状況だなというのがございます。

もう一つは、食料保護だとか米政策改革の中で言えば、自由な流通の下である程度市場競争ということを前提に米の円滑な流通を図るというふうにされていますので、今回のような中でいくと、先ほど藤岡委員がおっしゃられたように、時代に逆行しているような感じがするというところを、今後の基本的な方向が何か変わりかけるのか、変わっていく可能性があるのかというところがこの中では見にくいので、そこら辺がどうかということをお伺いしたいということです。

林部会長 わかりました。ありがとうございました。

岩崎委員。

岩崎委員 実は私が申し上げたかったことを先に木村さんがおっしゃっていただいたので、繰り返しになるかもしれませんが。

私が常日ごろ見ている世界の穀物需給を見ていると、皆さんがおやりになろうとしていることは、まるで工場で生産される商品を一定の数量であわせて、それでコストに基づいた価格で通年安定させようと、そういったふうに聞こえてならないんですね。

農業生産は、皆様、よく御承知のように、農家の皆さんが一生懸命おやりになっても、天候一つで大きく単収がぶれますよね。こういった年々の変動の中で需給がぶれること、これは甘んじ受けるということが一つ大きな前提になっていますので、何が何でも一定のところに数字をバランスさせるというのは至難のわざじゃないかと思うんです。そういう意味で、政府の在庫管理のあり方も、もう少し大きな変動幅でもってお考えになってはいかかかと思うわけです。

それで、買い入れのタイミングなんですけど、収穫直後というのは、前年度の繰り越し在庫に新しい年の生産が実現するわけですから、供給量が最大になるというのは経済学の常識なわけですね。その時点で価格が下がっても、これは自由な取引であればあるほど仕方がないというわけです。

したがいまして、その時点で買い支えるというよりは、一旦市場から預かって保管する仕組み、例えば、今もそうなんですけれども、アメリカがやっていますような一定の融資制度といったもので、一旦市場から一定期間、半年なり9カ月、隔離してあげることによって需給の均衡を図る。それ以上に一定の変動幅以下に下がった場合、例えば生産費の変動生産費の80%か90%かという目途をつくって、それよりもマーケットが下がれば、そこで初めて政府買入れを検討すると、こういうような二重、三重の手順でおやりになるべきではないかと思うんです。

今回のように、既に政府買上げをおやりになっているということになりますと、プロセスとしてはちょっと早いのかなという気がしてなりません。

それと、これだけ生産があるにもかかわらず減反を強いているということに対して、需要見通しのほうを非常に悲観的にお考えになっているような気がしますね。小麦の売却システムが変わって、国際価格に連動する形で小麦の売却価額が引き上げられています。

恐らく次回も大幅に価格を引き上げないといけない、払い下げ価格というんですか、政府売却価格を引き上げざるを得ない状況に追い込まれていると思います。そうしますと、小麦粉価格が上がり、それがパンや麺にはね返る。そうしたことが二、三度続いていきますと、ひょっとしてコンビニのおにぎりはパンより安い時代が出てくるような気がしてならないわけです。そうしますと、消費行動も米への需要回帰というんですか、そういう方向に揺れる。逆に米価格が下がれば、もっと早いタイミングでそれが実現するかもしれないと思うわけです。

そういう意味で、市場価格にも変動を与えることによって、どちらが得かよく考えてみよう、費用対効果で米の消費が拡大する方向に動かしてあげることのほうが、長い目で見て米の需要拡大につながるのではないかなと思うわけです。

そうしますと、木村さんが御指摘されましたように、一旦政府の手を離れたという生産管理のあり方に、かなり細かな箸の上げ下げを指示するような形で関与されるということについても違和感を感じる次第です。

以上でございます。

林部会長 藤井委員。その次に、今井委員ですね。

藤井委員 今までの議論を聞いて感じたことを二、三、お話をさせていただきたいと思います。

全体として、御提案された内容、趣旨についてはいいのではないかと考えています。そ

ういう意味では、提案の内容を賛成するという視点で感じたことを幾つか言いたいと思います。

まず今回の問題点といえますか、価格の低下を含めて、いろんな問題点がある。一番考えなければいけないのは、作況 99 という数字にかかわらず、価格が低下して、ほぼ予定どおりの作況にもかかわらず、価格が低下し、かつ収量が大幅に多いということが前提にあるんだろうと思っています。

個々の農家の方々は、この価格を見ると、単価 10%も減りますし、減反等をしながらやっていくということで非常に苦しいということはよくわかるんですけども、お米は高い関税をかけて主食用については一切輸入をしていないわけであって、そういう意味で言うと、国内の需給バランスによって価格が決ってくるんだと。

そういう意味においては、需要を見ながら、ちゃんと生産者がつくっていかないと大変なことになるんだということをきっちり考えていかなければいけないというのが大きな視点だろうと思っています。

ただ、今年 99 で、何でこんなに下がるのかというのは、先ほど藤岡委員もおっしゃいましたけれども、大きな要因としては、3 ページにある団体の概算金の取り扱いについて、ちゃんと理解し切れなかった、また、この間の農政改革について一部誤解があったというような、私なんかからすると、生産者の方々とのコミュニケーション不足による、ある意味、パニック的な価格低下の要素があるのではないかとと思っています。

今、農政が転換期にある中で、非常にきめ細かい形で生産者とコミュニケーションをとらなければいけない。そういうコミュニケーションの視点から行政がうまく関わるということはあると思います。先ほど、箸の上げ下げまでやるという視点ではなくて、生産者と基本的なベクトルをともに共有化するために、行政や生産者団体等がそれぞれ役割を果たしていくんだという視点で施策をとらえ、執行していただきたいなと思っています。

そうした中で、緊急対策ということでかなり多くの対策をとられたということで、ある意味、すばやい、非常に早い対応だと思います。ただ、すごい冷たく客観的な言い方をすると、社会的には、ワーキングプアですとか、素材価格の高騰に悩む中小企業とかいっぱいいろんな苦しい状況にある中で、ある意味、農業関係だけは非常に厚遇した対応をすばやくとったというふうに思えます。

国民的なコンセンサスが得られるためには、ある意味、私たちの主食となる、食料となるものをつくってくれている日本農業を守るんだということ、そして、日本農業が私たち

の主食を持続的につくってくれる農業に変わろうとしているんだと、担い手を明確にしたような農政を取り組まれていると思いますけれども、そうした農業に改革していくことを前提として、私たち一般国民はこうした緊急かつ手厚い対応についても理解をし、合意をしていくんだというふうに思っています。

そういう意味で言えば、生産者の方自身が主体となった生産調整もそうですし、担い手を中心とした生産体制をつくり、日本の農業を強固にしていくんだという、そういう改革を頑張っているんだというのをもっともっと示していただきたいと思いますし、やっているというふうには認識しているんですけども、頑張ってくださいということが前提だというふうに思うし、そういうふうにもっともっとやっていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

林部会長 ありがとうございます。

今井委員、どうぞ。

今井委員 今おっしゃったように、本当に担い手に集中し重点化するという政策だったのが、全農さんが急激に仮渡金を減らしたことによって、その担い手が一番苦しくなっています。集落営農も、船出はしたけれども、一歩進んで、そこでとどまっているような、本当に苦しい状況に担い手はあります。

そんなときに、34万トン買い入れたということですが、価格を維持する意味では一つの政策かもしれませんが、1年切りなわけですし、来年のことを考えると、逆に恐いような気がします。買い入れる予算があったら、もう少し別な使い道、担い手へ向けた使い道があったんじゃないかなという気もします。

今後は生産調整者に所得補償がなされ、バイオエタノールですとか、飼料とかいった非主食用米を作れるような方向でもっと具体的に考えてほしいと思います。

林部会長 ありがとうございます。

竹内委員、短くお願いいたします。

竹内委員 今回の指針全体としては、私も、こういうことだろうなと思いますが、その前提は、需給調整についての、このところ、長年、議論を重ねてきた大きな基本的な枠組の考え方、生産者の主体的な調整であるとか、それから、整備地区の性格、あり方、基本的な性格、これは変わらない。大枠の運用は基本的に全然変わらないという前提で立てられているというふうに理解できるだろうなと、そういう前提で賛成ということでございま

す。

ただし、来年の需給計画を見ると、皆さん、お話になるように、幾つか危うさがあるなということがあります。未達の問題は毎年出てきますが、単年度の未達の数量は、数字を織り込んでいますが、来年の未達は織り込まれていないわけですね。ですから、こういう供給を長期傾向的に当面、日本は減少していくトレンドに対して供給体制をどう対応していくかという問題が基本ですから、さっきの問題は別ですけれども、そういう意味では、仕組として少し足らざるところがある。

それから、アンバランスなところがあるのは、達成するところ、未達のところ、翌年の対応が同じような逆方向にいけばニュートラルなんですけれども、対応が変わってきますね、あるいは銘柄、地域の問題。ですから、合計すると、どうしてもギャップが出てくるという基本的な傾向も持っています。

もう一つの危うさは、今井さん御指摘のように、今年は99なのに米価は下がる、しかし過剰作付、供給過剰であると、そこへ政府の緊急対策が入ってきた。

こういうことについての生産者側の理解は誤解が生じていないか。その誤解が需給調整、需給の価格安定に関する基本方針と書いてありますが、需給の安定なくして価格の安定はないわけですから、需給を別にして価格の安定の方策なんて、あるわけないんですよ。ですから、需給の安定の上での仕組にマイナスにならんかなという心配事があると思います。

ですから、そういうことをよく念頭に置くと、全体から見ても、引き続き来年は一層の努力が生産者サイドに要ると、さらに頑張らなければいかんなことだと思います。

それから、中長期的には幾つか議論をこれから勉強しなければいけない要素がある。市場との関係、市場流通と市場流通外の取引とありますが、それぞれマーケットがかなり違って、ビヘイビアも違いますので、こういうことと生産調整の関係をどういうふうにしていくか。今、そういう関係は特に仕組上、議論に入っていない。あるいは、配分の問題。ある地域、ある年産、銘柄については、需要が少し強くて価格が上がっている。逆のところも出てくる。こういう市場の動きと生産計画が仕組上は組み合わせにはつながっていないです。

ですから、従来、生産調整と言っていた生産計画、作付計画のあり方自体について、もう少し市場の動きとの連携を強める方策を勉強してみる必要があるんじゃないかなという感じを持っています。

林部会長 ありがとうございます。

神田委員、どうぞ。

神田委員 消費者の立場ということで、今回の議論から外れるのかどうか分かりませんが、お聞きしておりまして、生産調整ということを考えるときに、消費者の視点が加味されているのかどうかということが、消費者の利益が加味されているのかといった政策なのかということを非常に疑問に感じます。

もしそういうことがあるのであれば、きちんと語りながら、こういうことを議論していただければありがたいなと思います。消費者から支持がされるような中身であってほしいと思っております。

それから、こういったことの背景に消費の減少だとかということが挙げられておりまして、今回も第1番に挙げられているわけですが、消費拡大といいましても、それが必要ですが、限界があると思っております。

国民の食生活の変化というものもきちんと真っ正面から受けとめるべきだろうなと思っております。今、消費者が求めているのは何なのかということ。そこはしっかりと見据える必要があるのではないかと。消費が減少していくのはある意味、当然の流れであるというふうに受けとめる必要があるのと、低価格志向というのも当然の話であります。

言い方はちょっと厳しいかもしれませんが、そういったことをそろそろきちんと調査、細かい分析をしていった上で、こういった政策も考えていかなければいけないのではないかなというふうにつくづく思っております。

これは今回の議論ではなくて、今後の議論かもしれませんが、そんな感想を持ちました。

林部会長 ありがとうございます。

一応意見をいただきました。

枝元計画課長 ものすごく幅広い根本的な意見もございました。一つ一つお答えできません。それで、後ほど、私ども「販売を軸とした米システムのあり方に関する検討会」の資料を御報告、御説明させていただきます。その中で、委員の皆様方からいただきました、本当に将来どうしていくのかとか、主食用以外の米をどう考えるのか、その前提として消費をどう考えていくのか、そういうことを検討、勉強しているところでございます。本来、一つ一つお答えすべきだと思いますけれども、そちらのほうを御説明する中で、御批判、御意見等をいただければと思います。

基本的に、ここでお答えすべき話として、いろんな観点からの御意見がございました。

ともかく、今回お示しをしている案が、昔に戻るんじゃないのかということ。その前提として、これまでいろんな意味で審議会でも議論してきた生産者主体と言いますか、市場というものを踏まえた米の生産、流通、価格ということとどう整合しているのか、また今回の緊急対策がそれにどういうふうにかかわるのかということだろうと思います。

私どもといたしましては、基本的な考え方ですね、生産調整というのは生産される方、農業者また農業者団体、そういう方が主体となってやるということは基本だということでございますし、ここを変えるつもりも、また必要もないと思っております。

ただ、そういう中で、昔に戻るという意味で、手法としては昔に戻ると言われても仕方がない面あるかと思えますけれども、今のシステムのもとでも行政は農業者・農業者団体をサポートする、支援するということになってございます。

そういうことで、いろんな観点から、いろんなことをやってきたつもりでございますけれども、現実の問題として、19年産と申しますか、生産調整のミスマッチが拡大をしている事実があり、たまたま18年の話をいたしますと、作況96ということで需給が均衡したんですが、もし去年、作況が100だったら同じことになっていたんだろうと思います。

そういう意味で、19年産が作況99という中で、実際に現物として米が余り、さまざまな要素の中で、異常と申していいほど下がったという中で、この米の価格の下落というのは当然ながら、生産者のサイド、また流通関係者、いろんな方々にとって、こういう急激な下落というものは好ましくないということで、緊急的な対策を、先ほど委員からも御指摘もありましたが、備蓄につきましても私どもの現在の需給調整という観点は持っておりません、備蓄は持っておりません。そういう中で適正備蓄水準まで買うというのが結果として価格に影響するということも含めて、現在のシステムの中でとり得る措置を最大限とらせていただいたということでございます。

そういうことで、逆に申しますと、これはあくまでも緊急措置でございまして、来年、20年産というものの需給調整が本当にきちんとできなかった、それによって、今年異常の事態になったというときに、そのときのさまざまなシステム、農村、また米の流通等々に関するいろんなリアクション等を含めると、需給を踏まえて市場で価格が決まるわけでございますので、需給調整というものをもう一回いろいろな立場で見直すという意味で、先ほど御説明したような各主体がいろいろな立場でいろいろなことをやっていくということをもう一度考え直し、再構築をし、20年産の需給調整がきちんといくことによって、ある意味、安定した米生産の姿をつくれればということでございます。

ただ、当然ながら、日本農業は、特に水田は脆弱でございますので、担い手の育成は基本でございます。そういうところに、ともかく水田農業を変えていかないといけない。また、残念ながら、他の畜産とか園芸等と比べまして、米、特に水田農業に携わる農家の方々の農業構造が非常に脆弱なものですから、生産調整といっても大規模な農家の方で、まさに経営だけを考えて、いろんなことを考えられる方だけでない、多様な方の中での生産調整というものの困難さというのは重々承知をしてございますけれども、需給をきちんといろんな人たちがいろんな立場で考えてやって、その結果としての市場があって、ある意味、価格があると、そこは少なくとも主食であるお米に関して急激な乱高下というのは、それぞれの方々にとって好ましいものではないということを前提といたしまして、今回のような対策、また来年の方向性といいますか、需給見通し等を出させていただいているところでございます。

ぜひよろしく願いいたします。

林部会長 ただいま計画課長が回答されましたが、私も幾つか言いたいことがあります。

米については 100%の需給を達成し、さらに日本のおいしい米を買いたいという国に輸出できるような足腰の強い米づくりということで、法律的にも担い手を育成するという形で今まで進んできました。今年、ちょっとした手違いというふうに言っているんだろうと思いますが、その中で大打撃を受けた担い手に対し、それをすぐさま対応するというのは、決して昔に戻るということではないと思います。

ただし、決めたことはきちんとやっていく必要がありますので、今の課長の御説明にありますように、まだまだ幾つか考えなければいけないことがあるということもよくわかりました。

食糧部会ですので、ここで食料の問題について考えなければいけないんですけれども、日を改めて深刻な幾つかの問題についてはお話をさせていただきたいと思います。

本日につきましては、米穀の需給と価格の安定に関しての基本指針ということでありますが、これは事務局の提案でお認めいただくことはできますでしょうか。よろしいでしょうか。

岩崎委員 いただいた資料の中で不思議なことが一つございます。

お米の話の中に、日本が輸入を強いられている部分ですね。ミニマムアクセス、それとSBSの米の買付けがあると思うんですね。これが需給表の中で一切省かれているということは、もう数十万トンになっていると思うんですが、これは全く外で、今回のこういっ

た議論のときは関係ないと、全く別チャンネルで流通しているので、こういった議論の対象には入れなくていいというお考えなんですか。

枝元計画課長 議論の対象に入れなくていいというか、ここは主食用の需給見通しということでございます。主食用というのは、日本の国内において生産されたお米から加工用米を除いた、要は主食のことしかここは考えてございません。

それで、M Aにつきましては、参考付録の最後のほうに販売の状況を載せてございます。具体的には指針の中でM Aを取り上げますのは、3月に次年度ですから、来年の4月から3月までにおけるM Aについて、どのような買い入れをするかということの基本指針の中で数字をお示しいたしまして、御議論をいただくということでございます。

ただ、決してM Aそのものの議論をここでしてはいけないとか、そういうことはございませんけれども、今回、お示ししているのは国内におきます主食のみの需給を見通し、それについてどういうふうな生産調整をやるかということで、逆に言いますと、加工用米ですとか、そういうものは転作として扱われているということでございます。

岩崎委員 だけど、S B Sで入っているのはもう10万トン近くなっているんじゃないですか。それは業務用にかなり流通しているというのが私の了解なんですけどね。

それと、加工用米も、みそ、しょうゆ、醸造用というんですか、こういった部分に20万トン近い流通なので、決して主食用の社会の中では無視できない。年間、玄米ベースで800万トンとおっしゃっているのは。だから、その9掛けの700万トンの社会の中の30万トンになりますと、5%相当になるわけです。それをすっぱり外しちゃって、ややこしから議論しないというのでは整理の仕方がおかしいんじゃないかなという気がする次第なんです。

枝元計画課長 参考付録の37ページを御覧いただければと思います。最後のページでございます。これは平成7年にミニマムアクセス、日本が米を輸入し始めてからの累計でございます。総輸入量が832万トン。御案内のとおり、S B Sという形で毎年10万トン弱、主食用に輸入をしております。

これは主に業務用筋にS B Sの形で供給されていると承知をしております。あと加工用、援助用、飼料用等で、10月末在庫125万トンになってございます。

これと需給計画との関係でございますけれども、このM Aにつきましては、基本的に国内主食用に影響を与えないというふうになっております。それは、ここに書けばよかったのかもしれませんが、これまでも、国産米のほうを飼料用ですとか、援助用とか、

いわゆる主食用外に、政府備蓄米ですけれども、政府が持っている備蓄米、要は国産米をそちらのほうに提供してございます。

それと、そちらのほうで主食外に処理してございまして、それと、MAの中で申しますと、主食用の84万トンが一番問題になるんだらうと思うんですけれども、それとの見合いの中で、要は政府が持っております備蓄米を、エサですとか、援助ですとか、そういうところに処理をする、それとのバランスにおいてミニマムアクセスの主食というものを考えている。

そういう意味では、国内産米の主食には、短期的にどうこうというのは別といたしまして、全体の需給という意味では影響を及ぼしていないというふうに理解をしております。

そういう中で、海外からの遮断ということをした上で、今回、お決めいただいているのは、日本で作っているお米の中でも、加工用米、いわゆる転作に振り向けられるやつを除いた主食用等といいますのは、この「等」というのは、いわゆるお酒のもと米でございましてけれども、主食市場として流通している。

逆に言いますと、先ほどの御議論から申しますと、我々がそこしか考えてこなかった部分についての供給、需給を見通し、それに対応して来年産の米をつくらない部分をどういうふうに考えるのか。そこで私が言う米というのは、まさに主食として国民が白いご飯として食べる部分を対象にしていると、そういう整理になってございます。

これ自体にいろいろ御議論があるということは承知してございますが、少なくともMAに関しては、先ほど申し上げたような整理で整理しているところでございます。

林部会長 よろしいですか。

福代委員 先ほど消費拡大につきまして追加記載をお願いいたしました。御検討をお願いいたします。

それと、コスト割れを起こしているような状況で、まじめにやっている農業者は本当に限界を感じています。今回の緊急対策には大変感謝いたしております。ありがとうございました。

枝元計画課長 失礼いたしました。福代委員の追加の件にお答えいたしませんでした。

基本指針は、御案内のとおり、年に3回出しております。前回御議論いただいた7月に、消費から何からすべてのことを分析して書いてございます。正直申し上げて、消費はものすごく大事な話ですし、消費拡大も大事なんですけれども、この3カ月で、毎月ちょっとずつ減っているんですけれども、大きな変化はございません。

11 月については、この需給を踏まえた来年産と、3 月は主に政策的な面ということで、ここで消費拡大をどう考えていくかということがございますし、先ほどおっしゃった文科省は学校給食を見直していくと、年平均 2.9 回でございますけれども、委員から御案内のとおり、都会のほうで米飯給食が進まないという状況もございます。

そういうところには、米粉、パンをお使いいただくとか、いろんなことを含めているいろいろ考えてございますので、それを3月の指針のほうで、施策ということでお示ししたいと思います。

林部会長 よろしいですか。

それでは、お認めいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

林部会長 どうもありがとうございました。

## そ の 他

林部会長 少し時間が押していますので、次の参考資料につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

枝元計画課長 本当はこちらを御説明したほうがいろんな議論に参考になったのかもしれません。参考資料1で、販売を軸とした米システムのあり方に関する検討会を総合食料局長の私的検討会として本年10月に立ち上げました。

先ほどいろんな御議論ございましたけれども、とにかく生産するだけ、ただ出荷するだけということではなくて、実需を踏まえた販売を重視することが米産業の経済的な自立、発展につながるという考え方に立ちまして、ここの上のほうの から に書いてあるようなことについて、関係者のヒアリングを中心としながら、右下にいらっしゃいます委員の皆様方、この食糧部会からも何人かお願いしてございますが、御検討いただいているところでございます。

これまでに4回やりました。左下にございます。この資料はすべてホームページで公開してございますので、ぜひ御覧いただければと思います。第1回目の資料に、先ほど各委員からいろいろ御指摘いただいた点も含めて問題意識がございますので、本当にごくごく簡単に御説明をしたいと思います。

1ページおめくりいただきまして、目次を見ていただきたいと思います。これからの米

を考えるときの視点として、大きく五つ視点を持つべきだろうということで、これが目次の1から5でございます。

1. 米政策をめぐる状況というのは、当然ながら、大きな政策の中で食管法という、まさに全量管理をしているということから始まって、食糧法、また先ほど御指摘のあった主体システム等々、そういう大きな政策の中で、さまざまな米を取り巻く状況の変化等々ございまして、そういう政策の流れの中で、これからどのようなことを考えていくにはどうしていくべきなのかということがございますし、先ほど御指摘ございましたMAというもの、この中に当然ながら関係してくるということでございます。

2番目といたしまして、国際食料需給をめぐる状況ということで、岩崎委員からも御指摘ございました。最近、国際需給は非常に大きな変化をしてございます。そういう中で、日本の食料の安定供給との関係で、水田とか米というものをどう考えていくのか。

3点目といたしまして、米の需要をめぐる状況ということでは、農業サイドの方が言う消費拡大というのは白いご飯で食べるということでございますけれども、(4)でいう潜在的な米需要、輸出ですとか、米粉、エサ、バイオ等々、こういうものをどう考えていくのか。

4番として、米の生産をめぐる状況ということで、これはまさに水田をどういうふうにご利用するのか。あと経営、特に(3)のコストですね、このあたりをどういうふうを考えていけばいいのか。

5番目として、米の流通ということで、ものすごく短絡化して言いますと、農家の方は農協に出して、農協が経済連、全農に出すという、ずっと昔からの食管法時代のシステム、ここはいろんな意味で大きな変化が起きてきております。そういうことをどういうふうと考えていくのか。また、消費者との観点で表示みたいな話をどういうふうと考えていくのか、そういうこと等がございまして。

これに、先ほど御指摘いただいた消費者からの視点というんでしょうか、そういうのがもしかしたら抜けているのかもしれない。そういうことを含めて考えていけないといかんということでございます。

これを一々御説明できませんので、本当に簡単にいたします。2ページをごらんいただきますと、米政策の変遷でございます。食管法という本当の規制の時代から食糧法になって、右下にございますが、農業者・農業者団体主体の需給調整ということがございます。この中で食管法のころに過剰がものすごく発生いたしまして、巨額の財政負担を伴った。

平成5年の大不作のときには、緊急な輸入をした。あとUR合意ということで、ある意味、輸入を始めたという流れの中で今にきているという状況が一つございます。

あと5ページでございます。先ほど価格は市場でというお話がいろんな委員からございました。この生産調整についても、ある意味、そのとおりの仕組みになってございます。

一番右に生産調整のメリット、対策ということで、麦とか大豆とか、エサ米とかつくられたら、地域の判断で1反分で幾ら出しましょうと。

あと、豊作になったときの集荷円滑化対策、先ほど御説明した対策でございます。豊作になったときに、一時的に融資という形で隔離するシステムでございます。

一番右が、価格が下がったときに、いわゆる担い手に対して品目横断という形で、これは米だけじゃなくて、その経営全体としての収入の減少に対して9割を補てんすると。

米については、先ほど申し上げたとおり、担い手だけという農業構造になっておりませんので、当面の措置として、稲作構造改革促進交付金ということで、価格下落に対する措置をやっているわけでございます。

そういう意味では、需給調整という、ある意味、きちんとやり、天候というものによって豊作で過剰が出れば、それを一時的に隔離し、市場で決まる価格に対応して、それに対する、当然これは生産調整に参加された方でございますけれども、担い手等に対して、価格下落に対するリスクヘッジをしていると、こういう政策をやっているわけでございます。

このあたりが、今年異常に価格が下がった中で、各種のいろんな御批判等もいただいております。そのあたりはいろいろと私ども考えていけないといけないということでございます。

あと9ページでございます。これは国際食料需給ということで、御案内のとおり、自給率が非常に下がっているということです。まさにこういう自給率が下がっている国であるからこそ、世界の食料の需給というものを常に私ども視野に入れて分析をし、日本に対する影響、今後について考えていけないといけないということでございます。

あとは11ページ等を書いてございますけれども、2000年以降、在庫率が急速に低下しております。その結果として、12ページにございますけれども、シカゴ相場が相当上がってきております。これは単純に短期的な需給ということだけではなくて、中長期的な構造的要因があるのではないかという見方をいろんな識者がされているところでございます。

また、18ページでございますけれども、これは小麦の関係で書いてございます。例え

ば小麦需要が増加すれば小麦価格は上昇するという事です。左下にございますが、例えばバイオの需要が増加すると、当然ながら、とうもろこし価格が上昇する。とうもろこし代替として、真ん中の左上のほうですが、アメリカの小麦の飼料用の需要が増加する。結果として、小麦価格全体が上昇する。それが右のほうに行きまして、国内価格、小麦粉から始まって砂糖に至るまで、いろんなものが価格に影響する。

小麦で申し上げますと、国際的な影響が非常に裾野が広く、国内に影響するという事でございますが、残念ながら、米についてはこういう裾野がないという状況なんだろうと認識をしているところでございます。

23 ページから、輸出の状況ですとか、米粉の状況ですとか、25、26 ページで、エサ、バイオ等々、書いてございます。例えば 36 ページ、生産のほうでまいりますと、日本全体の高コスト構造という中で、コストをどういうふうにかえるのかということ。規模が大きくなればコストは低下する。さはさりながら、農機具費とか、肥料、農薬、こういうあたりがコストが高い。こういうことは農業だけの話なのかどうかということも含めて、どういうふうにかえていくべきなのかということがございます。

最後でございますけれども、例えば 43 ページでございます。これは流通のほうの一つの資料でございますが、先ほど御指摘がございました。当然、需要を考えてやるべきなのでしょう。御自分のところでは、作付前にいろんな契約をしているんですと。これは米で本当に一部始まった播種前契約の例でございます。

農協系統さん、また承継の集荷の方々、直接お買いになる川下の方々を含めて、需要と結びついた契約によって価格を安定させていく。大きく儲かることはないかもしれませんが、大きく損をすることもないということも含めて、こういうことをやっていかないといかんということも含めて、いろんな問題意識はこちらで勉強しているところでございます。

こういうことも含めて、本来、この食糧部会において大所高所の御議論をいただくべきとは思いますが、ちょっと幅が広すぎるということも含めまして、きょうは御報告ということでございます。

もう一点、参考資料 2 ということで、これは 7 月の指針で国内産米穀の政府買入れの考え方を、このような考え方でやりたいということで一応検討の方向をお出しいたしました。しかしながら、今回、緊急対策の一環ということで 34 万トン、一括して買うという選択をいたしました結果、7 月でお示しした買入れ予定数量の考え方にはなってございません。

しかしながら、基本的な考え方ですね、価格センターという市場を一つきちんと見ると  
いう意味からいたしますと、3番の(1)でございますとおり、政府米販売見合分 11 万  
トンにつきましては昨年同様、コメ価格センターの落札実績数量比率を用いてセットして  
ございます。

その上で、34 万トン、対策の効果、これは価格に対する影響という意味でございます  
けれども、的確に発揮する観点から入札参加資格者、29 業者いらっしゃいますけど、そ  
の方々の売渡希望を聴取いたしまして、全体を調整し、2 枚目についているような提示数  
量を提示させていただきました。

11 月 28 日、おとといでございますが、第 1 回目の初度入札を行いまして、37%程度  
の落札率になってございます。次回は 12 月 5 日に再度入札。それでも埋まらない場合には  
随契という形で、私どもとしては、最終的に 34 万トンを今回はきちんと買いたいとい  
ふふうに思っているところでございます。

以上でございます。

林部会長 ありがとうございます。

続きまして、国際食料需給の動向と輸入麦の売渡価格についても御説明いただきたいと  
思います。

佐々木食糧貿易課長 食糧貿易課長の佐々木でございます。

参考資料 3 で、先ほどの米の検討会の資料と重複する部分は割愛して、ポイントだけ御  
報告させていただきます。

開けていただきまして、1 ページは、自給率が低いゆえに輸入品、国際的な動向を注視  
する必要があるということを訴えたいページでございます。

次の 2 ページでございますが、生産の構造面を御紹介しております。生産されるもの  
のうち貿易に回るものがそれほど多くなく、かつ輸出余力がある国がわりかし特定の国に偏  
っているという構造を御紹介しているところでございます。

そのうち、アメリカ、カナダ、オーストラリアの麦に着目した観点を資料が次の 3 ペ  
ージでございます。アメリカの場合には、コーンベルトと麦の作付地域が一部競合してお  
るわけございまして、とうもろこし等の作付が増えれば麦が押し出されていくという構造。  
カナダにつきましても、カノーラと小麦の作付地が一致しておりまして、バイオエネルギ  
ー燃料の観点から、カノーラの作付が伸びれば麦は押し出されていく。オーストラリアに  
つきましては、羊のエサ用の需要との競合があるといった関係にあるわけでございます。

次の4ページでございます。いろいろな識者のお考えを聞いてみましても、世界の穀物需給の構造は、ステージが変わったというふうに見ざるを得ないと言われております。このページの枠の中に、その背景、要因を3点掲げてございます。

二つ目の丸印の中の文章に、といたしまして、中国やインド等の人口超大国の経済発展による食料需要の増大、2点目といたしまして、これまでなかった非食料用のバイオ燃料の原料としての穀物等の需要増大、3点目といたしまして、生産面の制約要因といった事柄があるわけでございます。こういったことから見て、中長期的に継続する構造的な要因によって需給構造が明らかに変わったと見ざるを得ないのであると見ております。

こういった構造面の大きな変化等々を背景としまして、右側のグラフにございますように、シカゴ相場の動向は、小麦だけではなくて、大豆、とうもろこし、いずれも大変な高値で推移しているという状況でございます。

以下、5ページ、6ページ、それから7ページから9ページにかけては、今申し上げました需給構造が明らかに変化したと見られるそれぞれの要因について、幾つかのデータ等も掲げながら解説しているところでございます。

特に9ページにおきましては、オーストラリアの干ばつ被害の影響等がマスコミ等でもよく報道されますけれども、2年連続で大変大幅な減産になっているという状況でございます。

さらに、10ページでございます。左側のグラフにございますように、中国、インド等の原料輸入が旺盛であるということなどから、海上運賃が右肩上がり一辺倒で推移しておりまして、かつて5年ほど前に比べますと、6倍程度の水準にはね上がってきているということでございます。

それから、もとより右側のグラフにございますように、原油価格の高騰の影響などによりまして、燃料代でありますとか、さまざまな包装資材の価格も相当上昇してきているという構図にあるわけでございます。

11ページは、先ほどの資料でも御覧いただきました、今申し上げたさまざまな要因を全体に俯瞰していただくページでございます。

こういった環境の中で、12ページから、私どもが輸入しております麦の売渡価格について若干の解説をしております。本年4月から改正された食糧法に基づきまして、年間の固定価格で販売をするという方式が廃止されまして、一般原則に基づきコスト価格で販売をしていくという方式に切りかわっております。

過去の一定期間において、実際に国が輸入した買付け価格の平均値に、国内産の麦の振興等の財源に充てますマークアップ等を上乘せした価格で売り渡す仕組みに変更されたところがございます。現在のところ、この価格の改定は年2回、半年ごとに行うこととしておりまして、4月、10月の改定を本年につきましては2回、行ったところがございます。

その改定の内容が次の13ページでございます。4月の改定におきましては、5銘柄を平均しますと、プラス1.3%の引き上げ。10月からは10%の引き上げとなったところでございます。

こういった売渡価格の改定を受けまして、1ページ飛びまして15ページでございますけれども、小麦粉の価格でありますとか、小麦粉を利用いたしましたパン、麺等々の加工食品の価格の改定の動きが現在、起きつつあるという状況なわけでございます。

最後に16ページでございます。この10月から、私どもが売り渡しを行っております価格に織り込まれているシカゴ相場の状況はいつごろの時期の価格かと申しますと、本年の7月ごろまでの8カ月間の平均値が織り込まれております。

しかしながら、その後、9月末から10月にかけて非常に高いピークを見ておりまして、史上最高値を11年ぶりに更新したといった高騰があり、その後、若干値を戻してはいますけれども、高原状態が続いているという状況が続いております。来年の4月からの売渡価格の改定を控えている状況のもとで、なかなか引き上げ要素が強いという状況にあるということでございます。

以上、簡単でございますが、状況の御報告でございます。

林部会長 ありがとうございます。

あと五、六分、お時間がありますので、もし御質問等ありましたら。

藤岡委員、そして藤井委員ですね。

藤岡委員 先ほどの米の需給関係とも微妙に関連するわけですが、国際食料の需給動向とか、いろいろ御説明いただきました。

御存じのように、畜産農家も飼料の高騰で非常に悲鳴を上げております。畜産農家のみならず、原油の高騰によって、これまたハウス栽培の農家も、私も水稻をやっているんですが、機械の燃料の高騰で非常にコストが上がっているわけです。

米が慢性的に余っているという現状の中で、農水省はもうちょっと早いテンポで、米の飼料への転換ですね、ここに思い切ってスピードを上げてやるべきじゃないかと思っております。行く行くはバイオエタノールということもありますけれども、まだまだコスト的

にはあわない価格なんですね。

ここは思い切って財政的な措置を入れても、中長期的な世界の穀物需給を見ても、いつまでも飼料を海外に依存しているという畜産農家と、慢性的に米が余っているというこの二つを考えれば、もうちょっとスピードを上げて飼料化ということに考えてもいいんじゃないかと思っております。

以上です。

林部会長 ありがとうございます。

続きまして、藤井委員。

藤井委員 小麦の価格が上がって、秋ぐらいから一般のパン等に価格転嫁がされてきて、普通の消費者の暮らしも厳しくなってきたなという中で、今回の資料を見ると、この後、相当厳しそうだというふうに思っています。

以前の食管制に戻すつもりは毛頭ないですし、そういうふうにあるべきだと思わないんですけれども、ある意味、そういうふうなグローバルな価格の変動が消費者の暮らしに直撃していくんだということは事実なんだろうと思っております。そういう意味では、持っている情報を含めて、いろんな形で開示をしながら正確な情報提供に努めていただきたいと思います。

そういう視点でいきますと、マークアップで年間固定となっていて、財源の活用としては国内産麦振興だということ为先ほど課長からお話がありますけれども、年間どれぐらいあって、それがどういうふうに活用しているのか、そうして、そのことが消費者にとってみれば、国内農業を強くして、自給率も高め、我々の安定的な食料確保につながるんだということを理解できるような形で情報提供に努めていただきたいと思います。

それと、なかなか厳しいと思いますけれども、単純な素人的な考えでいきますと、輸入麦が価格控除するということは、まだ国内麦の価格優位性は全然ないと思いますけれども、内外価格差が縮まっていくということを考えるべきなんだろう。

そうしたときに、マークアップの縮小というものはあり得るのかどうかというところは、単純に価格のプライマイだけで判断するものではなくて、全体貿易の中で判断していくものだということは理解しつつも、非常に大きな価格変動の中にさらされているということがあるので、そうした視点をぜひ中長期的には御検討いただければなと思っております。

以上です。

林部会長 岩崎委員。

岩崎委員 小麦価格の高騰がなかなかおさまらないということです。恐らく来年になって世界の小麦生産が大増産になってくれれば落ちつくと思うんですけども、そこへ行きつくまでには、まだ一山も二山も越えていかないといけない段階だと思うんです。

そうしますと、今の売却システムを続けられますと、来年の4月に、もう一度大幅な値上げが予定されている。10%になるんですかね、今のままでいっちゃいますと。多分そういう値上げになるんじゃないかなと思うんですね。

そうしますと、米は価格の安定を大前提にした政策をおやりになる一方で、小麦はコストだということで市場に任せるといふ政策をされますと、日本人は、米が60キロで、パンや麺が30キロぐらいですかね、2対1で米と小麦粉を食べているわけですから、非常に都合の悪いことになるんじゃないかなと思うんです。

急激な変化を緩和させるという形で主食の米をおやりになるのであれば、小麦のほうにもしかるべき激変緩和を導入していただかないと、消費者にとっては非常につらい。半年でもう一回上がるというのは、製粉メーカーさんとか、麺業界の方々というんでしょうが、小麦粉製品をお使いになっているユーザーさんは非常に苦しい立場に置かれるんじゃないかなと思うんですね。その辺、米同様に小麦も御配慮いただければと思います。

林部会長 ありがとうございます。幾つかの貴重な御意見をいただきました。

こういう国際的な状況を迎えて論議することがたくさんありすぎるくらいです。この部会ではなくて、ほかの部会での論議でも、特に中山間地が余りにも弱りすぎていることが指摘されています。先ほども青山委員からありましたけれども、どうして転作がうまく進まないのか、高齢化した中山間地にとっては米づくりが一番楽なんですよ。

畑作にすると雑草で大変な労力が必要になります。そういう事情も考えますと、米づくりというのは日本の風土にあっているだけじゃなくて、この間の技術改良があったわけですけども、ある程度、お年寄りでもできる農業ということで確立されているものですから、転作がなかなか進まないという、それも理由の一つと考えられます。

日本の中山間地に今のような状態を続けていくことができるかどうかは大問題でありますけれども、参考にすべきは、例えばスイスは中山間地の典型みたいな国ですが、農民1人当たり500万円の収入のうち、実際に農産物売って得ている収入は100万円ぐらいで、あとの400万円は税金で支援している状況もあります。

そういうことが日本で今すぐできるかといえ、すぐにはできない。一方で、そういうふうな形で中山間地であるスイスの農業を国民が全体で支えている国もあるんだというこ

とは知っておいたほうがいいんだろうと思うんですね。

そういう中でいろんなことが起きているということを考えますと、特にお米ですね、これは日本の基幹的な作物でありますので、引き続き、この部会で今日のような論議を進めていただければと思います。

きょうの議事につきましては議事録として整理して公開することになりますけれども、その整理につきましては私に一任させていただけますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

林部会長 ありがとうございます。それでは、そういうことにいたします。

閉 会

林部会長 次回の食糧部会につきましては、3月の開催になります。その具体的な日程は皆様にお伺いして、最終的な日程を御連絡申し上げますことになります。

以上をもちまして、食糧部会を終了させていただきたいと思います。長時間にわたり、ありがとうございました。